

課税標準の特例適用資産について

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

主なものを以下に例示しますので、このような資産をお持ちの方は、「課税標準の特例適用申請書」に必要書類を添付の上、提出してください。

▷ 公共の危害防止施設等

適用条項	適用資産及び範囲	特例率	添付書類
附則第 15 条 第 2 項第 1 号	水質汚濁防止法で定める汚水又は廃液処理施設で総務省令で定めるもの (わがまち特例 市税条例附則第 10 条の 2 第 1 項)	1/2	特定施設設置(使用、変更)届出書の写し
附則第 15 条 第 2 項第 5 号	下水道法で定める公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの(わがまち特例 市税条例附則第 10 条の 2 第 2 項)	4/5	特定施設設置届出書の写し又は除害施設計画確認(変更)申請書の写し

▷ 再生可能エネルギー発電設備

適用条項	適用資産及び範囲	特例率	添付書類
附則第 15 条 第 25 項第 1 号及び第 3 号	【太陽光発電】 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けていない設備であって、次のいずれかに該当するもの ①グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した 1,000kW 未満のペロブスカイト太陽電池を使用した設備 ②認定地域脱炭素化促進事業計画に従い、以下の(1)から(3)のいずれかの補助金等を受けて取得した 50kW 以上の設備 (1)二酸化炭素排出抑制対策事業費(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る) (2)需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費(需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る) (3)株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資 (わがまち特例 市税条例附則第 10 条の 2 第 3 項及び第 8 項)	2/3 (発電規模 1,000kW 未満) 3/4 (発電規模 1,000kW 以上)	補助事業者等が交付する補助金等が確定したことが確認できる書類の写し及び出力規模等が確認できる書類

適用条項	適用資産及び範囲	特例率	添付書類
附則第 15 条 第 25 項第 1 号から第 4 号	【水力発電、風力発電、地熱発電、バイオマス 発電】 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認 定を受けた設備 （わがまち特例 市税条例附則第 10 条の 2 第 4 項から第 7 項並びに第 9 項から第 13 項）	6/7 ～ 1/2	経済産業省が発行する「再生可 能エネルギー発電設備の認定 通知書」の写し

▷ 保育事業に係る設備

適用条項	適用資産及び範囲	特例率	添付書類
第 349 条の 3 第 27 項	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の用に 供する家屋及び償却資産（わがまち特例 市税 条例第 61 条の 2 第 1 項）	1/2	当該事業の認可を受けたこと を証する書類の写し及び当該 事業の用に供していることが 確認できる書類
第 349 条の 3 第 28 項	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の 用の供する家屋及び償却資産（わがまち特例 市税条例第 61 条の 2 第 2 項）		
第 349 条の 3 第 29 項	児童福祉法に規定する事業所内保育事業(利用 定員 5 人以下)の用に供する家屋及び償却資産 （わがまち特例 市税条例第 61 条の 2 第 3 項）		

▷ 中小事業者等の先端設備

適用条項	適用資産及び範囲	特例率	添付書類
附則第 15 条 第 43 項及び 旧第 44 項	中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定 する「先端設備等導入計画」に従って取得した 先端設備等に該当する機械及び装置、工具、器 具及び備品並びに建物付属設備	1/2 ～ 1/4	「先端設備等導入計画」の認定 申請書の写し、「先端設備等導 入計画」の認定書の写し、投資 計画に関する確認書の写し 【賃上げ方針を従業員に表明 した場合】 従業員へ賃上げ方針を表明し たことを証する書面の写し 【所有権移転外リース取引で リース会社が申告する場合】 リース契約書の写し、公益社団 法人リース事業協会が確認し た「固定資産税軽減額計算書」 の写し